平成２５年（フ）第６号
新潟県燕市燕108番地２
債務者　江辺　朝子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第７０号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番347―206号、申立時の住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　Ｂ―1316号室
債務者　片本　照夫
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
大阪府羽曳野市南恵我之荘１丁目８番５号、前住所大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目６番８号
債務者　広川　優子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
堺市西区鳳東町６丁664番地　大仲ハイツ105号
債務者　南山　曜一
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
堺市北区大豆塚町２丁19番地１　ハピネスⅡ番館201号
債務者　濵田　清巳
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番19―606号
債務者　前田　安代
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５号
栃木県佐野市並木町1164番地２
債務者　浅沼　一之
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７２９号
ニュージーランド国ファンガレイ市マウヌクラークソンクレセント２、住民票上の住所東京都多摩市関戸５丁目30番地の８日神パレステージ聖蹟桜ヶ丘703
債務者　茅野　光昭
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９号
北海道厚岸郡厚岸町奔渡２丁目56番地　北本アパート
債務者　石崎　俊子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５０６号
東京都江東区塩浜２丁目５―15
債務者　今村　勝彦
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７０９号
横浜市保土ケ谷区仏向町765番地
債務者　増川　猛仁
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４号
横浜市旭区万騎が原24番地
債務者　山口香代子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目15番12―307号、住民票上の住所神奈川県鎌倉市岩瀬674番地１　グリーンライフ大船108
債務者　三浦　正太
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５３号
横浜市中区立野15番地　黒澤ハイツ201号室
債務者　菊池　映子（旧姓高原）
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
静岡県湖西市白須賀186番地の７
債務者　西村　良江
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
静岡県湖西市梅田692番地の12
債務者　レイネル　オオツカ　ヘルベス
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係